

北九州市門司区役所AED一体型広告掲出 事業者募集要項

北九州市門司区役所で行うAED一体型広告掲出事業者(以下「事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集物件

別紙「北九州市門司区役所AED一体型広告掲出 仕様書」のとおり

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1)本市の物品等有資格者名簿の登録業者(広告代理店)であること。
- (2)AEDの設置及び維持管理に必要な高度管理医療機器等貸与業の資格を有する者と広告掲出期間中の事業協定を締結していること。
- (3)北九州市税の滞納がないこと。
- (4)代表者および役員が暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと、また暴力団関係者として、入札等除外措置を受けていないこと。
- (5)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (6)本市が実施した広告事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

※上記要件の該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがあります。その場合、照会のために必要な情報を改めて提出していただく場合があります。

3 AED一体型広告の設置条件等

(1)広告掲出料等

①事業者の施設使用形態

設置予定事業者は、市と「広告掲出に関する契約書」を締結します。契約書を締結した設置予定事業者は掲出場所として使用する部分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項、北九州市財産条例等関係法令の規定に基づき、行政財産使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用します。

②使用許可の期間

使用許可の期間は令和7年6月1日(日)から令和8年3月31日(火)までとします。

※当該許可年度を含めて6年を越えない範囲で更新することができます。

※令和7年5月31日(土)まで設置場所にAED及び広告を設置しているため、事業者が変更となった場合には既設AED及び広告の撤去が必要となることから、使用許可開始日については設置予定事業者と協議のうえ決定します。

③設置場所の変更

「門司区役所」については、令和9年度中に完成予定の複合公共施設へ移転予定のため、契約期間中に設置場所が変更となります。

※移転の際には、事業者へ事前に移転時期を通知するとともに、設置場所については設置事業者と協議のうえ決定します。

④広告掲出料

応募価格は、月額広告掲出料とします。

広告掲出料は、広告料(提案金額)のみをご提案ください。

(応募価格とは別に目的外使用料(定額:月額320円/表示面積1㎡)は別途徴収いたします。)

応募価格には、消費税相当分及び地方消費税相当分を含むものとします。

原則、使用許可の全期間分の広告掲出料をその期間の初日までに納入してください。

その他、事業実施に費用が発生する場合は、別途徴収します。

⑤設置等に係る経費等

AED一体型広告の設置、維持管理、その他一切の経費については、事業者の負担とします。

(2)設置条件等

①「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」を遵守してください。

②広告掲出枠内に「広告」の表示及び「広告主と北九州市とは直接関係ありません」との文言を明記してください。

③広告内容については所管課と十分審議を行うこととし、設置2週間前には見本を添えてください。

④使用許可の条件を遵守し、行政財産目的外使用料を確実に納付してください。

⑤第三者に使用財産又は使用上の権利を譲渡又は転貸することはできません。

⑥AED一体型広告の設置に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を事業者が負うものとします。

⑦広告掲出における全ての行為については、市と協議してください。

(3)維持管理責任

①AED一体型広告の維持管理については、本市側の指示に従って、事業者の負担で行ってください。

②広告を設置するに当たっては、庁舎施設に負担の少ない方法で固定するなど、地震等の際の転倒・落下に対する防止策を十分講じてください。

③事業者は設置されたAED一体型広告に関する一切の責任を負うものとし、適切に設置・管理してください。

④第三者に損害を与えた場合、または、庁舎等の利用者等によって、設置されたAED一体型広告が毀損された場合、事業者の責任及び負担において解決してください。

(4)協議

その他定めのない事項については、市と事業者が協議して決定します。

4 応募申込手続

(1)申込受付期間

令和7年4月24日(木)～令和7年5月9日(金)
午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時
なお、土曜日、日曜日は受付を行いません。

(2)申込書類交付及び受付場所

※申込書類の交付については、電子メールでも対応いたしますので、必要な場合は、下記まで連絡してください。(申込受付は持参のみとします)
北九州市門司区清滝一丁目1番1号
門司区役所総務企画課庶務係(担当:山本、岩田)
TEL :093-331-0001
FAX :093-331-1805
E-mail:moji-soumu@city.kitakyushu.lg.jp

(3)申込みに必要な書類

①価格等提案書(本市所定様式)

応募価格(月額広告掲出料)、設置機種及び設置希望期間をご記入ください。
また、機器の仕様が分かるカタログ・資料等を添付してください。

②企画提案書

企画提案書には、各施設の希望設置場所の掲出方法を添付してください。
※企画提案書については、各項目を記載したものであれば、市の様式でなくても結構です。

③AEDの設置及び維持管理に必要な高度管理医療機器等貸与業の資格を有する者との事業協定書(写し)及び高度管理医療機器等貸与業の許可証(写)

④北九州市税に係る納税証明(市税に滞納がないことの証明)

※北九州市内に本社、支社、営業所等事業所がない場合は、提出する必要はありません。

(4)申込手続

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。
(郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

5 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和7年4月10日(木)～令和7年4月17日(木)

(2) 提出場所

上記申込受付場所と同じ。

(3) 提出方法

質疑書(本市所定様式)により、上記受付期間内にメールで提出してください。
(電子メールでのみ受け付けます。)

(4) 質疑書への回答日

令和7年4月23日(水)

(4) 回答方法

回答日に、本市ホームページの「広告事業者の募集」のページに掲載します。

6 提案書の審査

(1) 価格等提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 応募資格がない者が価格等提案したもの。
- ② 指定の日時までに出しなかったもの。
- ③ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ④ 本市が交付した価格等提案書を用いないで提案したもの。
- ⑤ 応募資格者が2以上の価格等提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑥ 提案価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑦ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑧ 価格等提案審査に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
- ⑨ その他価格等提案審査に関する条件に違反したもの。

(2) 設置予定事業者の決定

北九州市門司区役所AED一体型広告掲出事業者審査委員会にて提案書の評価を行い、設置予定事業者を決定します。

なお、設置予定事業者には価格等提案審査終了後、使用許可手続の説明を行います。その後使用許可が下りて設置事業者となります。

(3) 応募者のみなし無効

設置予定事業者決定までに、応募者が暴力団等関係者との関わりによって入札等除外措置を受けたときは、応募資格を有しない者のした申込みとみなし無効とします。

(4) 審査結果の公表

設置予定事業者決定までは、選定に関する問い合わせは受け付けません。
結果は応募者全員に通知します。

7 使用許可申請の手続き

使用許可の手続きは、広告掲出に関する契約書締結後に行います。市の指定する期日までに門司区役所総務企画課に「行政財産目的外使用許可申請書」を提出してください。

なお、使用許可は提案書に記載された名義で行います。

8 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置予定事業者が、本市の物品等供給契約関係規程により応募者の資格を失った場合。
- ③ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。

提案書および質疑内容については、情報公開条例に基づき公開される場合があります。

●募集に関する問い合わせ先

門司区役所総務企画課庶務係(担当:山本、岩田)
所在地:北九州市門司区清滝一丁目1番1号
TEL:(093)331-0001 FAX:(093)331-1805
E-mail: moji-soumu@city.kitakyushu.lg.jp

■広告事業全般に関する問い合わせ先

北九州市財政・変革局市政変革推進室(担当:和田、山田)
所在地:北九州市小倉北区城内1番1号
TEL:(093)582-2160